農地法第5条第1項の規定による許可申請書添付書類(建築条件付売買予定地)

	必要济	5付書類	市	県	本人
1	農地法第5条第1項の規定による評	午可申請書 ※申請書が2枚以上に分かれる			
1	場合は、1つに綴じた上で、ページの間に	こ割印をすること。	0	0	0
2	確定測量図 ※申請地が「全面積の一部	『」の場合に必要。申請書と割印する。	0	0	0
3	委任状 ※本人申請ではなく行政書士が	申請する場合に必要。	写	0	写
4	住民票 ※全部事項証明書に記載されて	いる住所と現在の住所が違う場合に必要。	写	0	写
4	(住所の異動の経緯がわかるものを添付・	すること)	- 7)	- 7
5	全部事項証明書(土地登記簿謄本) < 法務	局>	写	0	写
6	公 図 (字絵図) <法務局> ※隣地の現別	写	写	写	
7	位置図 (1/10,000~1/50,000 程度) ※申請	地が市のどこに位置するか分かる位置図。	0	0	0
8	現場案内図 (住宅地図の写し等) ※申請地	を枠線で明記すること。	0	0	0
	配置図(縮尺 1/500~ 1/2,000 程	度) 及び排水計画図 ※雨水、雑排水の			
9	排水計画及び隣地農地の用排水手当て含む	め、図面に示すこと。	0	\circ	0
	規模の妥当性を確認するため、建物・駐車	場枠、土地境界までの寸法を図示すること。			
1 0	平面図 (建物の間取等図面) ※建築物がある	0	\circ	0	
1 1	誓約書 ※宛名は「岐阜県知事」とする	0	0	0	
	地区担当委員の調査依頼書				
1 2	※調査依頼書とは別に、「8現場案内図」、	\circ			
	区担当委員に渡すこと(地区担当委員が	見場の調査を行う際に必要)。	i		
	始末書又は農地性がなくなった経緯	がわかる説明書(様式は任意)			
1 3	※申請地が既に農地以外の土地になってい	いる場合に必要。	写	\circ	
	いつから、誰が、どのように使用している	たかを記載。			
1 4	理由書 (様式は任意) ※店舗、駐車場、	資材置場の場合に必要	\bigcirc	\circ	
	(なぜ申請地に必要なのか、駐車場台数の	の根拠等を明確に記載)			
	土地改良の受理証明書	V 和 田	ı		
1 5	< 土地改良事務局:分庁舎4階> (土地改良区で転用の申請をすること	※転用する農地が木曽川右岸土地改良区 の受益地である場合に必要。	\circ		
	で発行される証明)	の文価地でのる場合に必安。	ı		
1 6	 宅地建物取引免許の写し ※分譲住宅		写	写	
		※転用事業者が法人の場合に必要。			
1 7	法人の登記事項証明書又は定款	※定款、寄付行為の写しは原本証明必要。	写	0	
	 若しくは寄付行為の写し 	※場合により議事録も必要。	ı		
1.0	ж A =т пп	※原本が添付できない場合は原本証明が	772		
1 8	資金証明 (残高証明、融資証明、通帳等)	必要。	写	\circ	
1 9	仮換地証明	写	0		
	土地売買契約書	換地の場合に必要。			
2 0	農地転用事業者と土地購入者との間におり	ナる契約書案(契約解除条件付)	写	写	
	建築請負契約書				
2 1		る建設業者と土地購入者とが締結する契約	写	写	
	書案。				

0.0	工程表	Ŧ	₩	
22	申請書の工事計画第1期と第2期工期と一致すること。	力	')	

※その他事業内容により必要となる書類があります。※転用申請される前に、転用計画が建築確認等の関連法令に適合することを確認してください。※申請書類の受付の締切日は、毎月17日 (休日の場合は前開庁日)、許可予定日は翌月末 (転用面積が1,000 ㎡未満の場合)です。 (諸般の都合で締切日が変更されることがありますので、事前に農業委員会事務局へ締切日の確認をしてください)。

※総会開催日に申請書の不備や添付書類に不足がある場合は、その申請を総会に諮れないことが あります。

(連絡先) 氏) 名		
電	話		

農地法第5条第1項の規定による許可申請書

年 月 日

岐阜県知事 様

譲受人 氏名

譲渡人 氏名

下記のとおり転用のため農地(採草放牧地)の権利を移転したいので、農地法第5条第1項の規定により許可を申請します。

1. 当事者の住	当事者の別	当事者の別 氏 名					住		所	
所等	譲 受 人									
	譲渡人									
 許可を受けようとする土地の所在等 	I 111		111. 77	地	目		面積	所有権以外 が設定され	の使用収益権 ている場合	市街化区域・ 市街化調整区
	土地の所在		地番	登記簿	現	況	(m²)	権利の 種類		域・その他の 区域の別
										その他の区域
	計	m^2 (田	m²、畑		m²	、採草放物		r	n^2)
3. 転用計画	(1)転用の目的	特定建築条件付		(2) 権利さ	を設定し	ノ又は	移転しようと	こする理目	日の詳細	
	(3) 事業の操業 又は施設の利用			左	F	月	日カ	16	年間	

							•			
	(4)転用の時期		第1期		年 月	日から	655 O 140	年	月	目から
	及び転用の目的	工事計画	着工		年 月	日まで	第 2 期	年	三月	目まで
	に係る事業又は 施設の概要		名 称	棟 数	建築面積 (㎡)	所要面積 (㎡)	名称	棟 数	建築面積 (m²)	所要面積 (㎡)
		土地造成								
		建築物					住宅			
		小 計								
		工作物								
		小 計								
		計								
4.権利を設定	権利の種類	権利の設	定・移転のタ	別 権利	制の設定・利	移転の時期	権利0)存続期	間	その他
し又は移転し ようとする契 約の内容	所有権	移	転		許可	後	Ź	永年		売買
	①土地取得費	ţ	円	(円,	$/\text{m}^2 \times$	l .	m²)	I	
5. 資金調達に	②土地造成費			(円	$/\text{m}^2 \times$		m²)		
ついての計画	③建築費		—— <u>円</u>	(円	$/\text{m}^2 \times$		m²)		
	④その他 ()							
			円	(円/	$m^2 \times$	1	n^2)		
	合計		円		自己	己資金		F.	<u>]</u>	
					借	入金		F	<u> </u>	
6. 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要	申請地周・隣地への・雨水、汚・周辺に被	土砂及び 水の排水	雨水流出 方法	の防止	策	7				

7. その他参考となるべき事項

- ・一体利用地(地番、地目、面積)の記入
- ・開発等他法令で関係している内容

以下(1)~(3)について、確実に実行します

- (1) 当該土地について、農地転用事業者と土地購入者とが売買契約を締結し、当該農地 転用事業者又は当該農地転用事業者が指定する建設業者(建設業者が複数の場合を含む。(2) において同じ。)と土地購入者とが当該土地に建設する住宅について一定期間内(おおむね3 月以内)に建築請負契約を締結することを約すること。
- (2) (1)の農地転用事業者又は農地転用事業者が指定する建設業者と土地購入者とが、
- (1)の一定期間内に建築請負契約を締結しなかった場合には、当該土地を対象とした売買契約が解除されることが当事者間の契約書において規定されていること。
- (3) 農地転用事業者は、農地転用許可に係る当該土地の全てを販売することができないと判断したときは、販売することができなかった残余の土地に自ら住宅を建設すること。

(記載要領)

- 1 当事者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務 所の所在地を、それぞれ記載してください。
- 2 譲渡人が2人以上である場合には、申請書の差出人は「譲受人何某」及び「譲渡人何某外何名」とし、申請書の1及び2の欄には「別紙記載のとおり」と記載して申請することができるものとします。この場合の別紙の様式は、次の別紙1及び別紙2のとおりとします。
- 3 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街 化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。
- 4 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6か月単位で区分して記載してください。
- 5 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条第1項の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当する号を、転用行為が当該開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当する号を、転用行為が当該建築許可を要するものであるときはその旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

(別紙1) 申請書の1の欄 当事者の住所等

当事者の別	氏 名	住所
譲 受 人		
譲渡人		

(別紙2) 申請書の2の欄 許可を受けようとする土地の所在等

-	ar.	tr	lile XV.	地	目	面積	所有権以外の使 されている場合	用収益権が設定	市街化区域・市街化
譲渡人の氏名	所 在	仕	地番	登記簿	現況	(m²)	権利の種類	権利者の氏名 又は名称	調整区域・その他の 区域の別
									その他の区域
計	筆	m²	(田		m²、畑	I	m²、採草放牧	'地	m²)

(記載要領) 本表は、(別紙1)の譲渡人の順に名寄せして記載してください。

誓 約 書

別記土地を転用することについて下記事項を守ることを約束します。

岐阜県知事様

年 月 日

「転用事業者」 住 所

氏 名

印

記

- 1. 農地法により許可を受けた後は申請通りの目的に供すること。
- 2. 農業用の用排水及び道路に支障のないよう措置すること。
- 3. 用排水路、道路(私有地を含む)、河川敷等の法面を埋め立て又は占用するときは、別途 市長に国道、県 道及び河川については、国道事務所及び県土木事務所に所定の手続をし、その承認を受けて施工すること。
- 4. 用排水路、道路の変更、移転を必要とするときは、地元関係者の同意を得るとともに市長に届出し所定の手続を了した上施工すること。
- 5. 付近の土地、作物及び家畜等に被害を及ぼす恐れのあるときには、それに対する防除施設を施すこと。
- 6. 転用地に工場、畜舎等を施置するときは、大気汚染、水質汚濁、騒音及び悪臭等の公害防止施設を施すこと。 (別途、市県等に届出、協議等を必要とする施設についてはそれを了すること。)
- 7. 付近の土地、道路及び水路について、埋立の際及び転用後において土砂の流失、湧水、たい積、崩壊又はこの転用により施設等から生ずるガス、ばい煙、粉塵、廃油、汚水等の流排水及び騒音、悪臭、その他これに類すること等により被害を与えたときは、それに対する損害を補償すること。
- 8. 建築基準法に定める基準までに道路を拡幅されても支障のないように転用して道路拡幅の際にはその事業に協力すること。
- 9. 転用事業者は、転用計画が建築基準法等関連法令に適合することを申請前に確認をすること。
- 10. その他特約事項
 - ①農地転用許可後に事業計画を変更し転用事業を行うこととなったときは、事業計画変更申請書 (誓約書等関係書類添付)を農業委員会経由許可権者に提出すること。
 - ②転用事業完了後において許可にかかる土地を止むを得ず他に譲渡するときは、譲渡人の責任に おいて新たに取得する者にこの誓約事項を確実に引き継ぐこと。

土地の表示

美濃加茂市 地目 ㎡

調査依頼書

美濃加茂市農業委員会宛

1.	申	請	目	的	農地法第 5	条による許可申請
					(その他)

- 2. 転 用 目 的 特定建築条件付売買予定地
- 3. 申請当事者

譲渡人住 所氏 名

譲受人住 所氏 名

4. 土地の表示

所 在								
丁 目	字	地	番	現況地目	面 f r	n ²	備	考
			地	地番	地 番 現況地目			

_				_		_		_	
-	言己 石雀	言忍、	レゝ	ナー	1 -	圭	1 -	ナー	_

年 月 日

工程表

特定建築条件付売買予定地(区画)について、農地転用許可後の工程は下記のとおりです。

記

- 1 土地の所在
- 2 土地の造成工事期間

年 月~ 年 月 予定

3 特定建築条件付宅地分譲販売期間

年 月~ 年 月 予定

4 上記の販売期間内にすべてを販売することができないと判断し、残余の土地に自ら住宅を建築する期間

年 月~ 年 月 予定

転用事業者

住所

氏名

※工程表2~3は申請書「3. 転用計画(4) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」の工事計画第1期に記載してください。4については第2期に記載してください。

 参考
 第1期
 年月日から

 着工
 年月日まで

 第2期
 年月日から

 年月日まで